

大丸松坂屋友の会の契約約款<会則>を
十分お読みいただいた上お申し込みください。

大丸松坂屋友の会の契約約款<会則>

株式会社大丸松坂屋友の会

第1条(名称等)

本会の名称は大丸松坂屋友の会と称します。本会は大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号所在の株式会社大丸松坂屋友の会が運営します。

第2条(目的)

本会は㈱大丸松坂屋百貨店をご愛顧くださる日本国内居住の個人のお客様によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条(特典)

- 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
- 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込みの会員に限ります。

第4条(入会、積立方法、領収書の発行)

- 本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申し込みいただき、本会が入会を認めたとときに入会並びに契約成立とします。
- 契約成立とともに、予約金は第1回分の会費とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へお払い込みください。
なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の会費	積立の期間及び回数	払い込み方法及び払い込み期限
5,000円 12ヵ月満期コース	60,000円	5,000円	1ヵ年12回	本会窓口持参の場合は毎月末日まで、 預金口座自動振替の場合は毎月20日 ※(注2)
10,000円 12ヵ月満期コース	120,000円	10,000円		
30,000円 12ヵ月満期コース	360,000円	30,000円		
7,000円 招待コース※(注1)	84,000円	7,000円		
5,000円 6ヵ月満期コース	30,000円	5,000円	6ヵ月6回	

※(注1)松坂屋名古屋店のみで取り扱います。

※(注2)金融機関が休日の場合は翌営業日。

- お払い込みされた会費については、所定の領収書を会費お払い込みの都度発行します。金融機関ご利用の場合は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書は、お買物カードとしてのご利用手続き時まで保管願います。
- 預金口座自動振替をご利用の場合、初回口座振替時に会員証カード1枚につき年に1回事務手数料税込314円を会費のご入金と合わせて口座振替させていただきます。
- 金融機関等への預金と異なり、お払い込みされた会費には、利息は発生いたしません。

第5条(契約約款<会則>の交付・再交付)

- 本会は、入会申し込みの際に、この契約約款<会則>を入会ご希望のお客様に書面により交付します。この契約約款<会則>は、取引条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
- この契約約款<会則>を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款<会則>を再交付いたします。

第6条(会員証)

- 契約成立とともに会員になられた方には会員証を貸与します。会員証は会費完納及び満期後、所定の手続きにより商品等とお引換えのできるお買物カードとしてご利用いただけるようになります。
なお、解約の際、及び解約後残額が0円になられた場合は、会員証をご返却ください。
- 会員証の紛失、盗難または破損の場合には申し出により、所定の手続きをとって会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき税込300円の手数料をいただきます。なお、再発行時に旧会員証は無効とします。

第7条(本人確認)

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等、本会が定める書類をご提出していただけます。

第8条(住所変更等の届け出)

- 入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。
この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。
また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物カードとしてのご利用手続き等ができない場合もありますので、ご注意ください。
- 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

第9条(会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き等)

- 会費の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続してお払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。会費完納及び満期後、満期のご案内を行ないます。
満期のご案内は、お払い込み方法が、本会窓口持参の場合には本会窓口にて、金融機関ご利用の場合には郵送にて行ないます。
- 本会は契約約款<会則>による会費完納及び満期後所定の手続きをもって、会員証を下記に示した金額のお買物カードとして利用できるようにいたします。
 - 12ヵ月満期コースの場合、1口の契約金額にボーナスとして契約コースの会費1回分を加え、口数を乗じた金額。
 - 招待コースの場合、1口の契約金額をお買物カードとして利用できるようにします。また、本会の指定する観劇又は食歩きのいずれか1つに年1回招待します。
 - 6ヵ月満期コースの場合、1口の契約金額にボーナスとして2,000円を加え、口数を乗じた金額。
- お買物カードとしてのご利用手続きは、会費完納及び満期後1ヵ月以内の一定日以後に所定の手続き(会員証、満期のお知らせをご持参ください)により、ご入会窓口にて行ないます。このお買物カードのご利用はご本人に限ります。また、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。
なお、本会は盗難、紛失等の責を負いませんから、商品等にお引換えされるまで十分ご注意の上大切に保管してください。
万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きにて再発行を承ります。

第10条(商品引換え等)

お買物カードのご提示で、大丸・松坂屋各店(博多大丸、高知大丸、鳥取大丸は除く)における取扱い商品等のうち、お積立総額にボーナス分を加えた金額から商品等をお引換えになられた残高の範囲内で商品等とお引換えします。但し、次の商品等はご利用除外となります。
商品券、ビール券等の各種お引換え券、切手・印紙、金・白金・銀の地金類、旅行代金、及び配送の場合の代金引換え商品、クレジットカードのご請求代金、友の会窓口での入金やお支払い、その他各店が特に指定するもの等。なお詳細については各友の会窓口にお問い合わせください。

第11条(解約等)

- この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
 - 第2回以降の積立金<会費>の払い込みについて、本会の定める期間(払込期日より1ヵ月)を超えて遅滞されたため本会より20日以上相当の期間を定め払込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に

- 払い込みいただけなかったとき。
- (ロ)入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき。
- (ハ)この契約約款<会則>のいずれかに違反し、本会が会員として不適格と判断した場合。
- (ニ)第三者への譲渡転売その他不正または不適切な目的での入会であると本会が判断した場合。
- (ホ)暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき。
- (ヘ)その他会員として不適格であると本会が判断した場合。
- (3)会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することになったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4)解約手続きには、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行ないます。その際には会員証とご印鑑が必要となります。

第12条(解約に伴う積立金<会費>等の精算)

(1)この契約が前条(1)または(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申し出の日または(2)の催告期間の終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に、次の(イ)または(ロ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

なお、既にお払い込みの会費相当額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとしてします。

- (イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。
- (ロ)積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カード残高から特典相当額を差し引いた現金を本会から受領することができます。なお、招待コースの特典は7,000円相当額とさせていただきます。(したがって、ボーナス部分を享受できないことになります。)
- (ハ)上記(イ)または(ロ)の場合でも、会員の指定する金融機関の口座に振り込む場合には振込手数料(実費)を差し引いた額を受領となります。

(2)この契約が前条(3)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていないお買物カードの残額、その額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく、本会から受領することができます。

第13条(営業保証金及び前受金保全措置等)

(1)本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当するお積立総額から商品等をお引換えになられたお買物カード残高の1/2について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金

大阪法務局北大阪支局
大阪府茨木市中村町1番35号

供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目13番3号虎ノ門東洋共同ビル

三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

日本生命保険相互会社
大阪市中央区今橋3丁目5番12号

株式会社三菱UFJ銀行
東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

株式会社京都銀行
京都市下京区丸烏通松原上る 薬師前町700番地

ただし、上記の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

(2)会員は、既にお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない残高の額について、割賦販売法の規定に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条(個人情報の利用等)

(1)本会は、本契約約款<会則>に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種案内状等での営業のご案内のため、会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた会員の氏名、住所、性別、契約番号、契約コース名、契約口数、電話番号、生年月日、及び前受金残高、お買物カードの利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。

(2)本会と個人情報の提供に関する契約を締結した(株)大丸松坂屋百貨店、JFRカード(株)等ホームページ記載のJ.フロントリテイリンググループ各社は、会員あてに各種案内状等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。

(3)会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。

また個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第15条(営業地域)

本会の営業地域は全国を対象とします。

第16条(友の会に関するご相談窓口)

各種案内状等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせをはじめ、本会に関するお問い合わせ、苦情等はご入会の友の会窓口にて承ります。

大丸心斎橋店内	友の会窓口	大阪市中央区心斎橋筋1-7-1	……………	Tel.(06)6271-1231
大丸梅田店内	友の会窓口	大阪市北区梅田3-1-1	……………	Tel.(06)6343-1231
大丸東京店内	友の会窓口	東京都千代田区丸の内1-9-1	……………	Tel.(03)3212-8011
大丸京都店内	友の会窓口	京都市下京区四条通高倉西入立売西町79	Tel.(075)211-8111	
大丸神戸店内	友の会窓口	神戸市中央区明石町40	……………	Tel.(078)331-8121
大丸須磨店内	友の会窓口	神戸市須磨区中落合2-2-4	……………	Tel.(078)791-3111
大丸札幌店内	友の会窓口	札幌市中央区北5条西4-7	……………	Tel.(011)828-1111
松坂屋名古屋店内	友の会窓口	名古屋市中区栄3-16-1	……………	Tel.(052)251-1111
松坂屋静岡店内	友の会窓口	静岡市葵区御幸町10-2	……………	Tel.(054)254-1111
松坂屋高槻店内	友の会窓口	高槻市紺屋町2-1	……………	Tel.(072)682-1111
		許可番号	経済産業大臣許可	友第5021号
		この契約約款<会則>は令和5年2月7日から適用します。		